

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議作業部会運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議開催要綱第 5 条の規定により設置する都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議作業部会（以下、「作業部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議開催要綱第 2 条により定めた都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（以下、「みやこねっと」という。）における協議内容の具体的対応策の検討に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、みやこねっとが作業部会において検討が必要と認める事項の協議に関すること。

(組織)

第 3 条 作業部会は、みやこねっとにおける協議内容に基づき、みやこねっとから推薦された実務担当者等で組織する。

2 作業部会には部会長を選任する。

(運営)

第 4 条 作業部会の会議は、部会長が前条第 1 項に定める者を招集して行う。

2 部会長は、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

(報告)

第 5 条 部会長は、作業部会の会議により検討した内容について、みやこねっとに報告する。

(庶務)

第 6 条 作業部会の庶務は、都島区保健福祉センター保健福祉課（福祉）において行う。

附則

この要綱は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。